

令和6年9月6日招集

陸前高田市議会定例会提出議案等

陸 前 高 田 市

陸 前 高 田 市 議 会 定 例 会 提 出 議 案 等

番 号	件 名
報 告 第 1 号	令和5年度陸前高田市健全化判断比率の報告について
報 告 第 2 号	令和5年度陸前高田市資金不足比率の報告について
報 告 第 3 号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について
議 案 第 1 号	令和6年度陸前高田市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について
議 案 第 2 号	教育委員会の委員の任命について
議 案 第 3 号	岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議について
議 案 第 4 号	旧矢作小学校解体工事の請負契約締結について
議 案 第 5 号	陸前高田市ピーカンナツ産業振興施設条例の一部を改正する条例
議 案 第 6 号	陸前高田市子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正する条例
議 案 第 7 号	陸前高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議 案 第 8 号	陸前高田市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
議 案 第 9 号	令和6年度陸前高田市一般会計補正予算（第3号）
議 案 第 10 号	令和6年度陸前高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

番 号	件 名
議 案 第 11 号	令和 6 年度陸前高田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議 案 第 12 号	令和 6 年度陸前高田市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議 案 第 13 号	令和 6 年度陸前高田市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
議 案 第 14 号	令和 5 年度陸前高田市一般会計歳入歳出決算
議 案 第 15 号	令和 5 年度陸前高田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
議 案 第 16 号	令和 5 年度陸前高田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
議 案 第 17 号	令和 5 年度陸前高田市介護保険特別会計歳入歳出決算
議 案 第 18 号	令和 5 年度陸前高田市水道事業会計決算
議 案 第 19 号	令和 5 年度陸前高田市下水道事業会計決算

報告第1号

令和5年度陸前高田市健全化判断比率の報告について

令和5年度陸前高田市健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて、次のとおり議会に報告する。

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.07)	— (19.07)	13.0 (25.0)	— (350.0)

（上段：当市比率（傍線：該当なし）、下段：早期健全化基準）

令和6年9月6日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

報告第2号

令和5年度陸前高田市資金不足比率の報告について

令和5年度陸前高田市資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて、次のとおり議会に報告する。

特別会計の名称	資金不足比率（％）
令和5年度陸前高田市水道事業会計	—
令和5年度陸前高田市下水道事業会計	—

（傍線：該当なし）

令和6年9月6日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

報告第 3 号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について

市公用車と民間車両の接触事故に起因する損害賠償事件に関し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

陸前高田市専決第5号

専 決 処 分 書

市公用車と民間車両の接触事故に起因する損害賠償事件に関し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 損害賠償及び和解の相手方

2 損害賠償の額

175,275円

3 和解の内容

損害賠償の額について、事故の責任割合に応じ次のとおりとする。

(1) 市の負担額

141,818円

(2) 和解の相手方の負担額

33,457円

令和6年8月26日

陸前高田市長 佐々木 拓

議案第 2 号

教育委員会の委員の任命について

次の者を陸前高田市教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名

生年月日

令和 6 年 9 月 6 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

教育委員会の委員の 1 人の任期が、令和 6 年 9 月 3 0 日をもって満了することに伴い、その後任を任命しようとして提案するものである。

参考資料

經 歷 書

議案第 3 号

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議について

岩手県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年岩手県指令市町村第 887 号）の一部を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定に基づく協議に関し、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係市町村の処理する事務を変更するとともに、負担金の算定に係る基準日を変更しようとして提案するものである。

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

岩手県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年岩手県指令市町村第 887 号）の一部を次のように変更する。

変 更 前	変 更 後
別表第 1（第 4 条関係） (1) \ \ \（略） (2) 被保険者証及び資格証明書の引渡し (3) 被保険者証及び資格証明書の返還の受付 (4)～(6) \ \ \（略）	別表第 1（第 4 条関係） (1) \ \ \（略） (2) 資格確認書等_____の引渡し (3) 資格確認書等_____の返還の受付 (4)～(6) \ \ \（略）
別表第 2（第 17 条関係） 1～3 \ \ \（略） 備考 1 均等割については、<u>当該年度の 10 月 1 日</u>現在における市町村数による。 2 人口割については、<u>当該年度の 10 月 1 日</u>現在の住民基本台帳人口による。 3 後期高齢者人口割については、<u>当該年度の 10 月 1 日</u>現在の住民基本台帳に基づく 75 歳以上の人口数及び高齢者医療確保法第 50 条第 2 号の規定による認定を受けた者の数による。 4 \ \ \（略）	別表第 2（第 17 条関係） 1～3 \ \ \（略） 備考 1 均等割については、<u>前年度の 9 月 30 日</u>現在における市町村数による。 2 人口割については、<u>前年度の 9 月 30 日</u>現在の住民基本台帳人口による。 3 後期高齢者人口割については、<u>前年度の 9 月 30 日</u>現在の住民基本台帳に基づく 75 歳以上の人口数及び高齢者医療確保法第 50 条第 2 号の規定による認定を受けた者の数による。 4 \ \ \（略）
備考 変更部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和 6 年 1 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 変更後の岩手県後期高齢者医療広域連合規約別表第 2 の規定は、令和 7 年度以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、令和 6 年度以前の年度分の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

議案第4号

旧矢作小学校解体工事の請負契約締結について

旧矢作小学校解体工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 旧矢作小学校解体工事
- 2 工 事 場 所 陸前高田市矢作町字愛宕下地内
- 3 契 約 方 法 条件付一般競争入札
- 4 契 約 金 額 231,000,000円
- 5 請 負 者 陸前高田市米崎町字地竹沢79番地1

株式会社佐武建設

代表取締役 須 賀 芳 也

令和6年9月6日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

旧矢作小学校解体工事の請負契約を締結しようとして提案するものである。

旧矢作小学校解体工事概要

1 目的

旧矢作小学校の老朽化に伴い、施設を解体しようとして施工するものである。

2 工事期間

議会の議決を得た日から令和 7 年 3 月 4 日まで

3 工事場所

陸前高田市矢作町字愛宕下地内

4 工事内容

旧矢作小学校施設（校舎、体育館等）の解体

議案第 5 号

陸前高田市ピーカンナッツ産業振興施設条例の一部を改正する条例

陸前高田市ピーカンナッツ産業振興施設条例（令和 4 年条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

陸前高田市ピーカンナッツ産業振興施設の使用許可の期間を 2 0 年以内としようとして提案するものである。

陸前高田市ピーカンナツ産業振興施設条例の一部を改正する条例

陸前高田市ピーカンナツ産業振興施設条例（令和４年条例第８号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（使用許可の期間） 第５条 前条第１項の規定により市長が施設の使用を許可する期間は、 <u>５年以内</u> とする。 ただし、市長が必要と認めるときは、これを更新することができる。	（使用許可の期間） 第５条 前条第１項の規定により市長が施設の使用を許可する期間は、 <u>２０年以内</u> とする。 ただし、市長が必要と認めるときは、これを更新することができる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

陸前高田市子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正する条例

陸前高田市子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例（昭和 48 年条例第 22 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正
する条例

陸前高田市子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例（昭和４８年条例
第２２号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（定義） 第２条 、、、（略） （１）～（６） 、、、（略） <u>（７） 保険証 被保険者証、組合員証又は被扶養者証等保険給付を受けるために発行された証をいう。</u> <u>（８）及び（９）</u> 、、、（略） （受給者証の提示） 第８条 受給者等は、受給者が医療を受けようとする場合には、医療機関等に<u>保険証とともに受給者証を提示するものとする。</u>	（定義） 第２条 、、、（略） （１）～（６） 、、、（略） <u>（７）及び（８）</u> 、、、（略） （受給者証の提示） 第８条 受給者等は、受給者が医療を受けようとする場合には、医療機関等に_____ _____受給者証を提示するものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和６年１２月２日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の陸前高田市子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の規定は、この条例の施行日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

議案第 7 号

陸前高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

陸前高田市国民健康保険条例（昭和 5 8 年条例第 9 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

陸前高田市国民健康保険条例（昭和 5 8 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（罰則） 第 7 条 世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し 1 0 万円以下の過料を科する。	（罰則） 第 7 条 世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした _____ 場合においては、その者に対し 1 0 万円以下の過料を科する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 8 号

陸前高田市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

陸前高田市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 24 年条例第 39 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

陸前高田市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年条例第39号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項 _____ に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の _____ 土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、<u>2年</u> 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校 _____ において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、<u>5年</u> 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 学校教育法による高等学校又は _____ 中等教育学校 _____ において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年</u> 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項（<u>法第31条において準用する場合を含む。</u>）に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程 _____ を修めて卒業した後、1年6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) 学校教育法による大学<u>又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程 _____ を修めて卒業した後、2年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）<u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において、「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、2年6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 学校教育法による高等学校<u>若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) \ \ \ (略)

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項 _____

に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により水道の布設工事監督者に必要な資格を有する者

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程をそれぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(12) \ \ \ (略)

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項 （法第31条及び第

34条第1項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目</u>を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については<u>4年</u>以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については<u>6年以上</u>、同条第4号に規定する学校を卒業した者については<u>8年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) <u>10年</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) その他権限を行う市長が別に定めるところ	務に従事した経験を有する者 (2) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において<u>工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程は除く。）</u>を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については<u>2年</u>以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については<u>3年以上</u>、同条第5号に規定する学校を卒業した者については<u>4年</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) <u>5年</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、<u>工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）</u>後、同条第1号に規定する学校の卒業者については<u>2年6月以上</u>、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については<u>3年6月以上</u>、同条第5号に規定する学校の卒業者については<u>4年6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</u> (7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (9) その他権限を行う市長が別に定めるところ
---	---

により、前 2 号に掲げる者と同等以上の技能 を有すると認められる者	により、前各号に掲げる者と同等以上の技能 を有すると認められる者
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。